

特定非営利活動法人MEER Japan定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人MEER Japanという。また、英文名をMEER Japan NPOという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区南麻布三丁目11番12-301号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、地球温暖化問題に対処するための製品、機器及び設備に関する調査、研究、開発並びにそれらの普及の促進のための活動を行い、もって地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 地球環境の保全に寄与する製品、機器及び設備に関する調査分析及び研究活動
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人以上を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第22条 通常総会は、事業年度終了後3月以内に毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、評決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により

招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
 - (10) 定款の変更に関する事項
- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 GOLDEN ERIC MONROE (ゴールドデン エリック モンロー)

理 事 LEMA GERARDO IZQUIERDO (レマ ジェラルド イズキエルド)

理 事 SIEGEL JONATHAN ADRIAN (シーゲル ジョナサン エイドリアン)

監 事 入江 由香

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和7年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員（個人・団体）無料 賛助会員（個人・団体）無料

(2) 年会費 正会員（個人・団体）無料 賛助会員（個人・団体）無料

(以下余白)

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 MEER Japan

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏 名			
1	☒ 理事 ☐ 監事	(ゴールデン エリック モンロー) GOLDEN ERIC MONROE		有 ☐ 無 ☒	理事長
2	☒ 理事 ☐ 監事	(レマ ジェラルド イズキエルド) LEMA GERARDO IZQUIERDO		有 ☐ 無 ☒	
3	☒ 理事 ☐ 監事	(シーゲル ジョナサン エイドリアン) SIEGEL JONATHAN ADRIAN		有 ☐ 無 ☒	
4	理事 ☒ 監事	イリエ ユカ 入江 由香		有 ☐ 無 ☒	
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和 7 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 MEER Japan

1 事業実施の方針

MEER の鏡（受動冷却技術）の日本への導入・普及のために以下の 4 段階での事業実施を想定しています。
すなわち極端な酷暑地域であり、かつ、コストが安いシエラレオネで効率的に調査研究を行い、その成果を日本に導入することを想定しています。

なお、非営利法人であることから、活動資金は設立代表者を中心とした寄付金により賄う予定です。

- (1) Phase 1 シエラレオネでのテストフェーズ
- (2) Phase 2 日本でのパイロットフェーズ
- (3) Phase 3 日本への進出フェーズ
- (4) Phase 4 日本での拡張フェーズ

令和 7 年度は、定款第 5 条（1）に掲げる調査分析及び研究活動に相当する Phase 1 の事業として、MEER, Inc.（米国 NPO 法人(<https://www.meer.org/>））との連携・協力により、シエラレオネにおいて MEER の鏡（受動冷却技術）の実証実験を行い、早期の製品化を目指します。

具体的には、本年度の秋より開始予定のシエラレオネのフリータウンにおけるコミュニティ規模（10,000m²）レベルの研究を共同で実施し、温度低下の実証と製品の品質及び製造コスト面での改善方法の理解を深めることを目指します。この Phase 1 の事業において適切なデータが得られるまでには 2 年程度の期間を要する見込みです。

この調査分析及び研究活動のデータは、以下のような利害関係者に説明をするために使用します。

- ① 住宅居住者、住宅会社、政府等のユーザーに、MEER の鏡の有効性と、なぜ使用すべきかを示します。
- ② 資金を調達するために、潜在的な寄付者にもこれを示します。
- ③ 大学、研究所、その他の科学協力者にも示し、製品の改善を支援します。

Phase 1 により適切なデータが得られ次第、Phase 2 の事業に移行して、パイロットケースとして日本において実際に MEER の鏡の設置を開始する予定です。その後、Phase 3 及び Phase 4 として、日本への本格的な進出及び普及を図る予定ですが、その際には定款第 5 条に適切な事業内容を追加又は変更をして対応する予定です。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

（事業費の総費用【 15,692 】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
地球環境の保全に寄与する製品、機器及び設備に関する調査分析及び研究活動	温度低下の実証と製品の改善方法の理解を深めるため、シエラレオネのフリータウンにおけるコミュニティ規模（10,000m ² ）レベルの研究を MEER, Inc. と共同で行います。	通年で実施	シエラレオネ	10 名程度	フリータウンの対象地域の住民	約 1,000 人	15,692

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人 MEER Japan

1 事業実施の方針

MEERの鏡（受動冷却技術）の日本への導入・普及のために以下の4段階での事業実施を想定しています。
すなわち極端な酷暑地域であり、かつ、コストが安いシエラレオネで効率的に調査研究を行い、その成果を日本に導入することを想定しています。

なお、非営利法人であることから、活動資金は設立代表者を中心とした寄付金により賄う予定です。

- (1) Phase 1 シエラレオネでのテストフェーズ
- (2) Phase 2 日本でのパイロットフェーズ
- (3) Phase 3 日本への進出フェーズ
- (4) Phase 4 日本での拡張フェーズ

令和8年度は、昨年度に引き続き、定款第5条(1)に掲げる調査分析及び研究活動に相当するPhase 1の事業として、(米国NPO法人(<https://www.meer.org/>))との連携・協力により、シエラレオネにおいてMEERの鏡（受動冷却技術）の実証実験を行い、早期の製品化を目指します。

具体的には、本年度の秋より開始予定のシエラレオネのフリータウンにおけるコミュニティ規模（10,000m²）レベルの研究を共同で実施し、温度低下の実証と製品の品質及び製造コスト面での改善方法の理解を深めることを目指します。昨年度開始したこのPhase 1の事業において適切なデータが得られるまでには2年程度の期間を要する見込みであり、来年度までかかる可能性が高いものと考えています。

この調査分析及び研究活動のデータは、以下のような利害関係者に説明をするために使用します。

- ① 住宅居住者、住宅会社、政府等のユーザーに、MEERの鏡の有効性と、なぜ使用すべきかを示します。
- ② 資金を調達するために、潜在的な寄付者にもこれを示します。
- ③ 大学、研究所、その他の科学協力者にも示し、製品の改善を支援します。

Phase 1により適切なデータが得られ次第、Phase 2の事業に移行して、パイロットケースとして日本において実際にMEERの鏡の設置を開始する予定です。その後、Phase 3及びPhase 4として、日本への本格的な進出及び普及を図る予定ですが、その際には定款第5条に適切な事業内容を追加又は変更をして対応する予定です。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 15,692 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
地球環境の保全に寄与する製品、機器及び設備に関する調査分析及び研究活動	温度低下の実証と製品の改善方法の理解を深めるため、シエラレオネのフリータウンにおけるコミュニティ規模（10,000m ² ）レベルの研究をMEER, Inc.と共同で行います。	通年で実施	シエラレオネ	10名程度	フリータウンの対象地域の住民	約1,000人	15,692

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 MEER Japan

（単位：円）

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1	受取会費		0
2	受取寄附金 Donation Income 受取寄付金	4,308,000	4,308,000
3	受取助成金等		0
4	事業収益 定款第5条(1)の事業（調査分析及び研究活動）に対する受取寄付金	15,692,000	15,692,000
5	その他の収益 受取利息		0
経 常 収 益 計			20,000,000
【B】 経 常 費 用			
1	事業費		
(1)	人件費 Contract workers 給料手当	4,500,000	4,500,000
(2)	その他経費 Reflector sheeting 材料費 Sensors 器具備品費 Additional Supplies 消耗品費 Transportation 旅費交通費 Shipping 配送費 Import Tax 租税公課	2,400,000 2,000,000 3,600,000 2,250,000 750,000 192,000	11,192,000
事業費計			15,692,000
2	管理費		
(1)	人件費		0
(2)	その他経費 Directors and General Meeting Fees 会議費	308,000	308,000
管理費計			308,000
経 常 費 用 計			16,000,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			4,000,000
【C】 経 常 外 収 益			
	固定資産売却益 過年度損益修正益		
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
	固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		
経 常 外 費 用 計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③			4,000,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	設立時正味財産額・・・⑤		0
次期繰越正味財産額③－④＋⑤			3,930,000

設立・定款
変更用

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 MEER Japan

（単位：円）

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1	受取会費		0
2	受取寄附金 Donation Income 受取寄付金	1,308,000	1,308,000
3	受取助成金等		0
4	事業収益 定款第5条(1)の事業（調査分析及び研究活動）に対する受取寄付金	15,692,000	15,692,000
5	その他の収益 受取利息		0
経 常 収 益 計			17,000,000
【B】 経 常 費 用			
1	事業費		
(1)	人件費 Contract workers 給料手当	4,500,000	4,500,000
(2)	その他経費 Reflector sheeting 材料費 Sensors 器具備品費 Additional Supplies 消耗品費 Transportation 旅費交通費 Shipping 配送費 Import Tax 租税公課	2,400,000 2,000,000 3,600,000 2,250,000 750,000 192,000	11,192,000
事業費計			15,692,000
2	管理費		
(1)	人件費		0
(2)	その他経費 Directors and General Meeting Fees 会議費	308,000	308,000
管理費計			308,000
経 常 費 用 計			16,000,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			1,000,000
【C】 経 常 外 収 益			
	固定資産売却益 過年度損益修正益		
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
	固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		
経 常 外 費 用 計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			1,000,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤		3,930,000
次期繰越正味財産額③－④+⑤			4,860,000

特定非営利活動法人MEER Japan 設立趣旨書

地球温暖化により、日本の平均気温は1900年以降1.3℃上昇し、ヒートアイランド現象により東京の気温は4.0℃上昇しました。大阪、名古屋などの他の都市も同様の現象が見られます。高湿度を考慮すると、日本の夏の暑さの強さが増しており、特に極端な温度に特に脆弱な高齢者の中で、熱中症の症例が増加しています。2018年から2022年の間に、平均で1,295人が熱中症で亡くなっており、高温が他の合併症を引き起こして死亡や障害に至る場合、この数字は恐らく過小評価されている実態があります。さらに、2023年7月だけで、熱関連の病気で34,000人以上が病院に運ばれました。これは前年から25%増加しています。高温は集中力の欠如から睡眠能力まで、無数の他の健康問題を悪化させます。これは対処が必要な問題です。

従来のエアコンによる対策は効果的ですが、日本が大量の輸入に依存しているエネルギーの消費を増加させており、また、エネルギー消費増加の環境への影響は無視できません。MEERの鏡（受動冷却技術）は、反射材料の自然な特性を利用して都市部の熱吸収を減少させる持続可能な代替手段を意味しています。屋根に設置することで、室内温度を最小限のコストで大幅に下げることができます。

MEER, Inc.（米国デラウェア州で設立されたNPO法人、以下「MEER NPO」といいます）は、シエラレオネのフリータウンでの最初の現地プロジェクトでこれを証明しました。そこでは、室内の空気温度が最大7℃、屋根の温度が最大28℃下がりました。この方法は、従来の冷却技術とは異なり、エネルギー入力を必要とせず、日本のエネルギー効率と持続可能性の目標と一致しています。

MEER NPOは現在、シエラレオネのフリータウンに小規模のオフィスを構え、MEER NPOの創設者である[REDACTED]が率いる9人の地元従業員を有しています。[REDACTED]とチームは2023年4月にフリータウンの貧しい地域で最初のプロジェクトを開始しました。その結果、室内温度が5-7℃、屋根の温度が最大28℃冷却されることが示されました。MEER NPOはフリータウンでの追加テストを計画しており、これにはコミュニティ規模（10,000m²）レベルも含まれ、MEER NPOは隣接する空気温度の1-2℃の低下を示すと信じています。この研究は、温度低下を証明するためだけでなく、製品の改善方法を理解するためにも重要です。

我々はMEER Japanを、日本でのMEERの鏡（受動冷却技術）の展開を拡大するためにMEER NPOと同様の非営利団体として設立することを決意しました。MEERの鏡（受動冷却技術）は、エアコンのない住宅やその他の建物の上に設置することができ、特に熱を減らすことができます。エアコンがある建物でも、MEERの鏡（受動冷却技術）はエアコンの必要性を下げ、したがって住民のコストを節約し、日本の化石燃料の輸入を減らすことができます。2019年時点で、日本のエネルギーの88%が化石燃料から得られており、そのうちの97%が輸入されているため、化石燃料の消費削減は日本政府の重要な目標です。

特定非営利活動法人になった暁には、定期的な総会の実施や、法令等で定められた書類の作成・提出、一般市民への情報公開などを適切に行うことで、社会的信用を得、健全な法人運営を行うことにより、MEERの鏡（受動冷却技術）の日本での普及に資することができるものと考えます。我々はMEERの鏡（受動冷却技術）の普及により、日本の化石燃料の消費量の削減、ひいては地球環境の保全を目指します。

申請に至るまでの経緯

- 2023年（令和5年） 4月 MEERの鏡（受動冷却技術）のシエラレオネにおける実証実験開始
- 2023年（令和5年）12月 MEER, Inc. (NPO)を米国デラウェア州にて設立
- 2024年（令和6年） 8月 MEERの鏡（受動冷却技術）の日本への普及のため、特定非営利活動法人MEER Japanの設立を有志で確認
- 2025年（令和7年） 1月 特定非営利活動法人MEER Japanの設立総会開催

令和7年1月24日

設立代表者 氏名 GOLDEN ERIC MONROE
(ゴールドデン エリック モンロー)